

第 3 3 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 2 年 3 月 5 日（木）午後 1 時 3 0 分より、第 3 3 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について
- 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について
- 第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
- 第 5 号議案 市民農園の整備及び運営に関する計画の変更決定について
- 第 6 号議案 非農地証明願の承認について

- 第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 古川 嘉嗣	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友
9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 高田 悦和	1 2 番 小島 佳剛
1 3 番 水主 哲寛	1 4 番 山本 晃一郎		

（欠席委員）

（農地利用最適化推進委員）

北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 北村 嘉朗

（事務局）

土肥 局長 西村 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、水谷推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 3 3 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、中林委員、古川委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、古川委員、小島委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。

なお、本議案の番号 1 につきましては、関係者がおられますことから、本議案の番号 1 と番号 2 に分けて審議いただきます。

本議案の番号 1 の審議につきまして、委員は、関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。

= 委員、退室 =

議 長

それでは、本議案の番号 1 について、事務局より説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」の番号 1 をご説明申し上げます。

【第 1 号議案、1 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 につきましては、貸人は高齢により営農規模を縮小するため、借人はこれまで使用していた農地の一部が解約となったことから代替地として借り受けるため、賃借権を設定するものです。

本件につきましては、借受法人が経営する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

	以上です。
議 長	続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。
小島委員	報告します。去る2月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。 番号1の西笠取、及び の利用状況ですが、いずれも田として利用されており、耕起済で適正に管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号1につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	貸借の設定期間は何年ですか。
局 長	設定期間は、許可日より10年間です。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号1は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 = 委員、入室 =
議 長	次に、本議案の番号2について、事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2をご説明申し上げます。 【第1号議案、2番を別添議案書をもとに朗読】 番号2につきましては、譲渡人は耕作困難により営農規模を縮小するため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権の移転を行うものです。 本件につきましては、譲受法人が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・

	<p>機材等も所有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の槇島町及びの利用状況ですが、いずれも田として利用されており、水稻の刈り取り跡があり、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案の番号2につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」の番号2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、農業用資材等を保管するため、新たに資材置場を設置するものです。</p> <p>本件につきましては、申請に係る用途に遅滞なく供することが見込まれ、隣接農地の所有者から転用の同意を得ておられます。また、隣接農地への被害防除のため、表面転圧を行った後、砂利を敷き詰め、仮囲いを行うなど農地転用に関する許可基準を満たしていることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
古川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の白川 の利用状況ですが、転用されるということで更地になっておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。</p> <p>次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して8件をご説明申し上げます。</p> <p>【第3号議案、1番から8番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1から番号3につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、賃貸借の期間を更新するものです。</p> <p>番号4につきましては、使用貸借による期間を更新するものです。</p> <p>番号5及び6につきましては、農地中間管理事業の特例、農地売買等事業に係る利用集積計画でございます。</p> <p>番号7及び8につきましては、令和元年11月1日施行の農地中間管理事業の推進に関する法律改正により、同法第19条の2において、「農地中間管理機構の一の農用地利用集積計画において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。」と規定されたことか</p>

ら、農地所有者から農地中間管理機構である一般社団法人京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、一般社団法人京都府農業会議から借人に賃借権の設定を行うものでございます。

マッチングの原案を協議するため、令和元年11月29日に連絡調整会議が開催され、江口推進委員及び水谷推進委員ご出席のもと、京都府山城農業改良普及センター、京都府山城広域振興局、京都府農業会議の現地推進役、巨椋池土地改良区及び京都やましる農協による当集積計画案の協議を経ております。

貸付希望農用地等とのマッチングに係る借受希望者の優先順位の決め方については、農地中間管理事業規程第6条に基づき、

1. 貸付希望農用地等を現に耕作している借受希望者
2. 貸付希望農用地等に隣接する農地で耕作する借受希望者
3. 借受希望者の希望条件の適合性を考慮する順位として、その地域内の認定農業者及び認定新規就農者、本市の京力農場プランの中核的担い手に位置付けられている農業者、その他の農業者の順位

4. 3での条件が同等の場合は、貸付希望農用地等において耕作条件が良い借受希望者とのマッチングを優先的に行う。

5. 1から4に加え、本市農業の健全な発展を旨としつつ、その他の諸条件も踏まえて総合的に調整する。とされています。

別添の「借受希望者一覧表」及び「別図1」「別図2」によりご説明いたします。

まず、番号7について、別図1をご覧ください。

当該地と近隣の経営農地の所在状況を示しております。連絡調整会議では、隣接する農地で耕作する 氏へのマッチングが成立しました。

番号8について、別図2をご覧ください。

連絡調整会議では、当該地の東側にある経営農地は水路を挟んでいることから隣接する農地とは見なさず、西側に隣接する 氏へのマッチングが成立しましたが、その後、同一経営世帯の 氏が借受希望者として登録をしたことから氏へマッチングすることになりました。

以上8件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

以上です。

議 長

続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。

<p>小島委員</p>	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町の利用状況ですが、現況は畑で、ハウス栽培でイチゴが作付されていました。</p> <p>番号2の槇島町の利用状況ですが、現況は畑で、ブロッコリーや玉ねぎが作付されていました。</p> <p>番号3の槇島町の利用状況ですが、現況は畑で、きれいに耕起され作付け前の状態でした。</p> <p>番号4の小倉町の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>番号5の槇島町の利用状況ですが、現況は田で、きれいに耕起された状態でした。</p> <p>番号6の小倉町の利用状況ですが、現況は畑で、枯れた草が少し残っている状態でした。小倉町の利用状況につきましては、現況は畑で、柿の木が植えられていました。小倉町の利用状況につきましては、現況は田で、耕起された状態でした。</p> <p>番号7の安田町の利用状況ですが、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>番号8の小倉町及びの利用状況ですが、現況は田で、きれいに耕起された状態でした。</p> <p>番号1から番号8まで、いずれの農地も適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>番号6の地図番号7ですが、柿の木があったんですか。</p>
<p>小島委員</p>	<p>柿の木が1本植えられていました。国道24号線の道路用地として買収されたことにより、三角形の狭小地で残っています。</p>
<p>中林委員</p>	<p>譲受世帯の経営の欄で、世帯人数と従事人数がそれぞれ4人とありますが、世帯主は譲受人か、他の世帯員かどちらですか。</p>
<p>局長</p>	<p>集積計画で記載されているのは人数だけで、世帯構成は確認しないと分かりません。</p>

議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第4号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
古川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 〇〇 の利用状況ですが、現況は田で、水稲が作付されてきました。小倉町 〇〇 及び 〇〇 の利用状況につきましては、現況は田、一部畑で、水稲が作付されており、一部には野菜が作付されてきました。小倉町 〇〇 の利用状況につきましては、現況は田で、水稲が作付されてきました。</p> <p>小倉町 〇〇 、 〇〇 及び 〇〇 の利用状況につきましては、現況は田で、水稲が作付されてきました。</p> <p>伊勢田町 〇〇 の利用状況につきましては、現況は田で、水稲が作付されてきました。</p> <p>伊勢田町 〇〇 及び 〇〇 の利用状況につきましては、現況は田で、水稲が作</p>

	<p>付されておりました。</p> <p>安田町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻が作付されておりました。</p> <p>いずれも適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第5号議案 市民農園の整備及び運営に関する計画の変更決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第5号議案 市民農園の整備及び運営に関する計画の変更決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第5号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、市民農園の開設の認定について、市民農園整備促進法第7条第5項の規定により、「整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。」と規定されており、また、同条第3項において「農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。」と定められております。</p> <p>なお、同条第3項に承認の要件として「周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。」など定められております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、小島委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
小島委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号1の木幡 の利用状況ですが、市民農園としてきれいに区画整理された状態で、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第5号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>周辺は防草シートにより草抑えの処置が施されておりますが、共有部分にあたる中の方は雑草が沢山生えている状態です。その部分はどうなりますか。草刈りをしてから許可を出した方が良いんじゃないでしょうか。</p>
議 長	<p>現地調査委員さんの見解は如何ですか。</p>
小島委員	<p>草についてはあまり気になりませんでした。作付する部分は今から作付できるように管理されていました。</p>
中林委員	<p>借りるところはきれいにされるとと思いますが、共有部分はずっと草が放ったらかしになるのではないかと危惧しています。</p>
議 長	<p>管理者は市ですね。所管の課に言うしかないんじゃないでしょうか。借りる方は自分の所だけになるのは仕方ないですが、管理者がきちんと共有部分は管理すべきですね。</p>
中林委員	<p>許可するならその辺をきちんとして頂かないと困ります。市役所だからとなあなあにされることがないようにしてください。</p>
議 長	<p>共有の通路部分については、所管の健康生きがい課にきちんと管理するよう伝えます。他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第5号議案 市民農園の整備及び運営に関する計画の変更決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第6号議案 非農地証明願の承認について」を議題といたします。</p>

	事務局より説明願います。
局長	<p>それでは、「第6号議案 非農地証明願の承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第6号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、平成25年の志津川地区の農地利用状況調査の結果に基づき非農地判定を行いました。平成26年に送付した耕作の意向確認書が所有者に届かなかったため、居所を突き止められずにいました。</p> <p>このたび所有者から非農地証明願が提出されましたので、農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断いたしたく、非農地通知の決定について承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。
古川委員	<p>報告します。去る2月25日、事務局の案内で小島委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の志津川 の利用状況ですが、現況は倉庫が建っており、農地性はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第6号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
山本会長職務代理者	当該地は調整区域ですか。
局長	そうです。
議長	既に非農地証明した土地なんですか、
局長	当該地は過去に利用状況調査で非農地判定になりましたが、所有者の所在が変わっており意向確認が出来なかったため、非農地通知の決定には至りませんでした。この度、本人から倉庫が建っている旨の相談があり、本議案によって非農地として承認を得るべく証明願がなされたものです。

議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 6 号議案 非農地証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第 1 号報告、1 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 につきましては、昭和 4 8 年 4 月頃、農地法に基づく転用届を知らずに住宅を建築したため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>なしの声</p>
議 長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>

(午後2時20分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____